

○只見町介護保険利用者負担額の減免に関する取扱要綱

平成23年 9 月 1 日訓令第39号

只見町介護保険利用者負担額の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例」という。）に関して、只見町介護保険条例施行規則（平成12年只見町規則第10号。以下「規則」という。）第26条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(災害による特例)

第 2 条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第 1 項第 1 号及び第97条第 1 項第 1 号に規定する事情による特例の適用は、要介護被保険者若しくは要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）の所有する住宅、家財又はその他の財産（以下「財産」という。）に、その価格の10分の 3 以上の損害（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を受け、かつ、当該生計中心者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（税法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、税法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、税法附則第34条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（税法第314条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、税法附則第35条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（税法第314条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、税法附則第35条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は税法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である当該要介護等被保険者に対して行うものとし、給付割合は損害の程度及び合計所得金額に応じて次の表に定めるとおりとする。

合計所得金額	給付割合	
	損害の程度が10分の 3 以上10分の 5 未満のとき	損害の程度が10分の 5 以上のとき
500万円以下であるとき	100分の95	100分の100

750万円以下であるとき	100分の93	100分の95
750万円を超えるとき	100分の92	100分の93

2 前項の規定にかかわらず、平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の介護保険法の円滑な実施のための特別対策について（以下「特別対策」という。）の適用を受ける介護保険サービスについての給付割合については、前項の表に基づく給付割合によって軽減される利用者負担額の軽減率を勘案し、別に定めるものとする。

（所得減少による特例）

第3条 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までに規定する事情による特例の適用は、生計中心者の現年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額の10分の3以上減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である当該要介護等被保険者に対して行うものとし、給付割合は次の表に定めるとおりとする。

合計所得金額	給付割合		
	所得の減少が10分の3以上10分の5未満のとき	所得の減少が10分の5以上10分の8未満のとき	所得の減少が10分の8以上のとき
300万円以下であるとき	100分の100	100分の100	100分の100
400万円以下であるとき	100分の96	100分の98	100分の100
550万円以下であるとき	100分の94	100分の96	100分の98
750万円以下であるとき	—	100分の94	100分の96
750万円を超えるとき	—	—	100分の94

2 前項の規定にかかわらず、特別対策の適用を受ける介護保険サービスについての給付割合については、前項の表に基づく給付割合によって軽減される利用者負担額の軽減率を勘案し、別に定めるものとする。

3 第1項の表に基づき減額又は免除の決定を行う場合において、省令第83条第1項第2号及び第97条第1項第2号に規定する「重大な障害」とは只見町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年只見町条例第38号）第2条第1項各号に規定する障害と、「長期入院」とは6月以上（見込を含む。）の入院と、省令第83条第1項第3号及び第97条第1項第3号に規定する「失

業」とは労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、離職を余儀なくされ職業に就くことができない状態にあることとする。

(申請の手続)

第4条 減額又は免除を受けようとする者は、規則第26条第1項に規定する書類のほかに、必要に応じて次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書、又は被災証明書
- (2) 離職証明書
- (3) 給与支払(見込)証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(特例の適用の期間)

第5条 特例の適用期間は、申請書を提出した日の属する月の初日から1年以内とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特例に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。